

一般財形（積立定期）預金

平成24年10月1日現在適用中

| | |
|---|--|
| 1. 商品名 | 財産形成積立定期預金 |
| 2. ご利用いただける方 | 当行と財産形成預金の取扱契約を締結した事業所に雇用される勤労者の方 |
| 3. 契約期間 | 積立期間は3年以上10年未満で年1回以上預入が必要です。 |
| 4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・事業主が勤労者に支払う給与（含賞与）から天引きして預入します。 ・預入れは満期日の3か月前までとします。 1回当たり100円以上 1円単位 |
| 5. 払戻方法 | 満期日以後に一括して払い戻します。（資金使途に制限はありません。） |
| 6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税 | 各分割預入時における、預入日から満期日の前日までの日数に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の金利を適用します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日から遡って2年毎に利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上あるものについては、預入時または前回の利息計算日におけるその期間に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率を適用します。 満期日以後に一括して支払います。ただし、契約期間が3年以上の場合は、店頭に備えた財産形成積立定期預金規定3.（1）に定める方法で元金に組入れることにより中間利払いを行います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）により算出します。 ・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）が適用されます。 ・利子非課税の制度は適用されません。 |
| 7. 手数料 | — |
| 8. 付加できる特約事項 | — |
| 9. 中途解約時の取扱い | 満期日前に解約する場合は、各預入金額毎に以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 （1）預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合 解約日における普通預金の利率 （2）預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合 6か月以上1年未満 前記6.（1）のこの預金の6か月もの利率×70% 1年以上2年未満 前記6.（1）のこの預金の1年もの利率×70% 2年以上3年未満 前記6.（1）のこの預金の2年もの利率×70% （小数点第3位以下は切捨てとします。ただし、その利率が0%となる場合は、当行所定の下限利率を適用します。） |
| 10. その他参考となる事項 | 満期日以後の利息は、解約日における普通預金金利により計算します。 |
| 11. 預金保険 | 本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。（預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者1人あたり1金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。） |
| 12. 指定紛争解決機関 | 一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話：0570-017109 |

金利については窓口でお問い合わせください。